（自動車損害賠償保障事業業務委託契約準則の一部改正）

第二条　自動車損害賠償保障事業業務委託契約準則（昭和三十一年運輸省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（委託する業務の範囲） **第二条**　政府は、令第二十二条第一項の規定に基づき、この準則に従い、損害の塡補額の支払の請求の受理、塡補すべき損害額に関する調査、損害の塡補額の支払その他自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号。以下「法」という。）第七十二条第一項第一号又は第二号の規定による業務のうち損害の塡補額の決定以外のものを、保険会社又は組合に委託する。 （通知） **第十一条**　保険会社又は組合は、政府が法第七十二条第一項第一号の規定により損害の塡補額の支払をした場合において、損害賠償の責任を有する者が明らかになつたときは、遅滞なく、次の事項を国土交通大臣に通知するものとする。 一～三　（略）	（委託する業務の範囲） **第二条**　政府は、令第二十二条第一項の規定に基き、この準則に従い、損害のてん補額の支払の請求の受理、てん補すべき損害額に関する調査、損害のてん補額の支払その他自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号。以下「法」という。）第七十二条第一項の規定による業務のうち損害のてん補額の決定以外のものを、保険会社又は組合に委託する。 （通知） **第十一条**　保険会社又は組合は、政府が法第七十二条第一項前段の規定により損害のてん補額の支払をした場合において、損害賠償の責任を有する者が明らかになつたときは、遅滞なく、次の事項を国土交通大臣に通知するものとする。 一～三　（略）

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

○国土交通省令第十七号

統計法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第四十六号）の施行に伴い、及び統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、法人土地・建物基本調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

法人土地・建物基本調査規則（平成十年総理府令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（削る）	（統計法施行令別表第二の九の項の下欄第二号の国土交通省令で定める会社以外の法人） **第五条**　統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）別表第二の九の項の下欄第二号の国土交通省令で定める会社以外の法人は、都道府県知事が調査すべきものとして国土交通大臣の定める方法により選定した法人（以下「都道府県調査法人」という。）とする。
（調査の対象） **第五条**　法人土地・建物基本調査は、次に掲げる法人について行う。 一　会社及び会社以外の法人のうち国土交通大臣が調査すべきものとして国土交通大臣の定める方法により選定したもの 二　前号に掲げる法人以外の法人であつて、前条の規定に基づいて定めた年及び期日前一年間において売買による所有権の移転の登記を行つた法人のうち、国土交通大臣が調査すべきものとして国土交通大臣の定める方法により選定したもの	（調査の対象） **第六条**　法人土地・建物基本調査は、次に掲げる法人について行う。 一　会社及び会社以外の法人のうち国土交通大臣が調査すべきものとして国土交通大臣の定める方法により選定したもの（以下「国土交通省調査法人」という。） 二　都道府県調査法人